

☆保育の必要性を証明する書類（対象者：父母）

保育が必要な理由		保育の必要性を証明する書類	認定期間
就労	常勤 パート・ 契約社員等	☐ 就労証明書 （1月64時間以上の就労であることが必要です。）	就労が継続している間
			就労が継続している間
	自営業 自営専従者 内職	☐ 就労証明書および、以下■に該当する書類をいずれか一つ ■確定申告書の写し ■公的機関が発行する営業許可証 ■個人事業開始届の控え ■当該事業に必要な資格証（開業事実記載有） ■業務委託契約書（契約内容・取引先名がわかるもの）等	就労が継続している間
			就労が継続している間
妊娠・出産(母)		☐ 母子手帳の写 (表紙と分娩予定日が記載されている部分が必要です。)	産前3か月、産後6か月
保護者の保護者の 病気・障害等		☐ 医師の診断書 ☐ 身体障害者手帳等 どちらか一つ	病気が回復するまで
介護・看護		☐ 保育を必要とする申立書（介護・看護）	介護・看護の必要がなくなるまで
災害の復旧		☐ り災証明書	復旧作業に従事する期間
求職活動中		☐ 求職活動申立書および、以下■に該当する書類をいずれか一つ ■ハローワークカード ■雇用保険受給資格者証 ■就職あっせん機関登録画面等	3か月（延長不可）
就学		☐ 在学証明書	就学期間中
育児休業		☐ 就労証明書 ※「育児休業の取得」の欄も必ず記入してください。	子どもが1歳を迎える日の月末まで

※保育の必要な理由によって提出する書類が異なりなりますので、ご注意ください。

※証明書類は、父・母それぞれ提出が必要です。

○妊娠・出産、病気・障害、求職活動のほか、有期認定の方で、認定事由の変更、更新、延長を希望される場合は、その都度、申請が必要となります。

申請については、個別の案内を発送することはいたしませんので、保護者の方自らが現在お子様がお通いの施設を通じて行っていただきますようお願いいたします。なお、認定につきましては、本町が受理した日以前に遡っての認定はできませんので、ご注意ください。